

収用委員会事務局における公文書開示状況（令和８年６月分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R8. 4. 15	R8. 6. 11	・ ○○地区市街地再開発組合 から提出資料の全て ・ 組合と収用委員会の議事録 の全て	155		1					1	1	1						個人の財産に関する情報で、公にすることにより、 個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 （２号） 個人の所属等に関する情報で、公にすることにより、 個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 （２号） 財産状況に係る情報であり、事業活動を行う上での 内部管理に属する事項に関する情報であって、公に することにより、当該法人の事業運営上の地位が損 なわれると認められるため。 （３号） 再開発組合の事業に関する内部管理情報及び財産情 報であり、公にすることにより、当該市街地再開発 組合の事業運営上の地位が損なわれると認められる ため。 （３号） 公にすることにより偽造等犯罪の予防に支障を及ぼ すおそれがあるため。 （４号）	収用委員会事 務局審理課
2	R8. 4. 15	R8. 6. 11	・ ○○地区市街地再開発組合 から提出資料の全て ・ 組合と収用委員会の議事録 の全て	155		1					1	1	1						個人の財産に関する情報で、公にすることにより、 個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 （２号） 個人の所属等に関する情報で、公にすることにより、 個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 （２号） 財産状況に係る情報であり、事業活動を行う上での 内部管理に属する事項に関する情報であって、公に することにより、当該法人の事業運営上の地位が損 なわれると認められるため。 （３号） 再開発組合の事業に関する内部管理情報及び財産情 報であり、公にすることにより、当該市街地再開発 組合の事業運営上の地位が損なわれると認められる ため。 （３号） 公にすることにより偽造等犯罪の予防に支障を及ぼ すおそれがあるため。 （４号）	収用委員会事 務局審理課
3	R8. 4. 15	R8. 6. 11	・ ○○地区市街地再開発組合 から提出資料の全て ・ 組合と収用委員会の議事録 の全て	155		1					1	1	1						個人の財産に関する情報で、公にすることにより、 個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 （２号） 個人の所属等に関する情報で、公にすることにより、 個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 （２号） 財産状況に係る情報であり、事業活動を行う上での 内部管理に属する事項に関する情報であって、公に することにより、当該法人の事業運営上の地位が損 なわれると認められるため。 （３号） 再開発組合の事業に関する内部管理情報及び財産情 報であり、公にすることにより、当該市街地再開発 組合の事業運営上の地位が損なわれると認められる ため。 （３号） 公にすることにより偽造等犯罪の予防に支障を及ぼ すおそれがあるため。 （４号）	収用委員会事 務局審理課

収用委員会事務局における公文書開示状況（令和８年６月分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
4	R8. 4. 15	R8. 6. 11	・ ○○地区市街地再開発組合 からの提出資料の全て ・ 組合と東京都収用委員会の 議事録の全て	155		1					1	1	1						個人の財産に関する情報で、公にすることにより、 個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 （２号） 個人の所属等に関する情報で、公にすることにより、 個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 （２号） 財産状況に係る情報であり、事業活動を行う上での 内部管理に属する事項に関する情報であって、公に することにより、当該法人の事業運営上の地位が損 なわれると認められるため。（３号） 再開発組合の事業に関する内部管理情報及び財産情 報であり、公にすることにより、当該市街地再開発 組合の事業運営上の地位が損なわれると認められる ため。（３号） 公にすることにより偽造等犯罪の予防に支障を及ぼ すおそれがあるため。（４号）	収用委員会事 務局審理課
5	R8. 4. 15	R8. 6. 11	・ ○○地区市街地再開発組合 から提出資料の全て ・ 組合と収用委員会の議事録 の全て	155		1					1	1	1						個人の財産に関する情報で、公にすることにより、 個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 （２号） 個人の所属等に関する情報で、公にすることにより、 個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 （２号） 財産状況に係る情報であり、事業活動を行う上での 内部管理に属する事項に関する情報であって、公に することにより、当該法人の事業運営上の地位が損 なわれると認められるため。（３号） 再開発組合の事業に関する内部管理情報及び財産情 報であり、公にすることにより、当該市街地再開発 組合の事業運営上の地位が損なわれると認められる ため。（３号） 公にすることにより偽造等犯罪の予防に支障を及ぼ すおそれがあるため。（４号）	収用委員会事 務局審理課
6	R8. 4. 15	R8. 6. 11	・ ○○地区市街地再開発組合 から提出資料の全て ・ 組合と収用委員会の議事録 の全て	155		1					1	1	1						個人の財産に関する情報で、公にすることにより、 個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 （２号） 個人の所属等に関する情報で、公にすることにより、 個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。 （２号） 財産状況に係る情報であり、事業活動を行う上での 内部管理に属する事項に関する情報であって、公に することにより、当該法人の事業運営上の地位が損 なわれると認められるため。（３号） 再開発組合の事業に関する内部管理情報及び財産情 報であり、公にすることにより、当該市街地再開発 組合の事業運営上の地位が損なわれると認められる ため。（３号） 公にすることにより偽造等犯罪の予防に支障を及ぼ すおそれがあるため。（４号）	収用委員会事 務局審理課